

◆申請受付期間

10月2日(月)~11月30日(木)
※郵送の場合は当日消印有効

◆申請先

主たる事業所の所在地を所管する
商工会、商工会議所または青森
県商工会連合会

◆専用電話相談窓口

・開設日 ~12月25日(月)までの平日
・開設時間 9:00~17:00

・☎ 0120-66-0217(通話料無料)

※支援金制度詳細は、次の県ホームページをご参照ください。



URL:<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chii-kisangyo/>

令和6年度コミュニティ助成事業について

(一財)自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業として、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的とした地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る事業に対して助成を行います。

◆助成事業の種類

- ・一般コミュニティ助成事業(除雪機整備等)
- ・コミュニティセンター助成事業(集会施設等)
- ・青少年健全育成事業 等

◆助成対象団体

村、広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会(部落会 等)

◆助成額や申請方法等

Q 令和6年度コミュニティ助成事業東通村HPからご覧ください。

◆申請書提出期限

10月13日(金)

◆問合せ先

東通村企画課企画グループ
☎ 33-2263
お気軽にご相談ください。

第2回青森県 県民公開講座 脳卒中・心臓病等総合支援センター

◆開催日時

10月26日(木)15:00~16:00

◆場所

①弘前大学医学部コミュニケーションセンター

②弘前大学医学部付属病院
『脳卒中・心臓病等総合支援センター』内で実況中継

③ZOOM 配信

◆内容

- ①「脳卒中を予防するお食事」
講師:管理栄養士 嶋崎 真樹子
- ②「脳卒中とお薬の付き合い方」
講師:薬剤師 大久保 翔

よる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告受付を行っています。

ご利用方法などの詳細は、eLT AXホームページをご覧ください。

eLT AXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp/>

◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課
☎ 0175-22-8581(内線207)

2023年漁業センサスにご協力をお願いします

令和5年11月1日現在(流通加工調査は令和6年1月1日現在)で「2023年漁業センサス」を実施します。

「漁業センサス」は、我が国漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業などの漁業をとりまく実態と変化を総合的に把握することを目的に、統計法に基づいて5年ごとに行う大規模な調査です。

対象となった世帯には、県知事が任命した調査員が調査票を持ってお伺いしますので、調査票への記入をお願いします(身分証明書を携帯しています)。

なお、スマートフォン等を利用したオンラインでの回答も可能です。回答内容は統計を作成するためだけに使われます。

ご協力をお願いします。

農林水産省・青森県・東通村

◆問合せ先

東通村企画課調査グループ
☎ 33-2263

青森県中小企業者等LPガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金

青森県では、エネルギー価格高騰の影響により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LPガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業者に対し、その使用量に応じて支援金を給付することといたしました。

【給付金額】

令和5年1~9月分の使用量に支援単価を乗じた額

支援単価	1~8月分	9月分
業務用LPガス	62円/m ³	31円/m ³
特別高圧電気	2.5円/kWh (上限月50万円)	1.25円/kWh (上限月25万円)

※家庭用を対象としたLPガス料金の値引きや、県のほかの支援金の対象となる場合は対象外です。

お知らせ

募集

イベント情報



お知らせ

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

① 保険料が年金から天引き(特別徴収)されている方へ

年金から徴収される保険料額は下記のとおりとなります。

●4月・6月・8月・・・年金振込時に本年2月と同額を徴収済(仮徴収)

●10月・12月・2月・・・本年7月に決定した保険料の年額から、仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収(本徴収)

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書等でご確認ください。

◆問合せ先

税務課国民健康保険グループ
☎ 33-2134

交通事故で保険証を使う場合には・・・ 『第三者行為の届出』が必要です

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者が、交通事故や喧嘩等、第三者(加害者)の不法行為による負傷で保険証を使う場合には、村に届出が必要です。第三者行為により医療機関を受診した場合の医療費は、本来第三者(加害者)が負担するべきものです。そのため、医療費は一時的に国民健康保険・後期高齢者医療で立替えし、後日、第三者(加害者)に請求します。

◆第三者行為に該当するもの

・交通事故、・不当な暴力や障害行為によるケガ、・他人のペットによるケガ、・他所有の建物設備の欠陥による等の事故

◆第三者行為の届出について

役場税務課(国民健康保険の窓口)に所定の用紙がありますので、必要事項を記入の上、速やかに提出してください。

※交通事故の場合は、交通事故証明書の添付が必要です。

◆問合せ先

税務課国民健康保険グループ
☎ 33-2134

法人の確定申告がインターネットでできます

青森県では、地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム(通称「eLT AX:エルタックス」)を利用して、インターネットに